

平成 年 月 日

## 安全衛生管理に関する誓約書

博多港管理株式会社

\_\_\_\_\_ 作業所長 \_\_\_\_\_ 殿

住 所  
会社名  
代表者

\_\_\_\_\_ (印)

工事名: \_\_\_\_\_ 工事

### 記

貴社、発注の上記工事施工にあたり、労働基準法、労働安全衛生法、労働安全衛生規則及び関係法令に定められた、事業者としての全ての業務を遂行するほか、安全衛生については、下記の条項を遵守することを誓約いたします。

### 【誓約条項】

1. 貴社の統括安全衛生責任者その他安全担当者及び災害防止協議会の指示、命令に従います。
2. 貴社が実施する災害防止協議会、安全衛生教育・訓練、安全行事には、関係労働者共々積極的に参加致します。  
又、当社においても同種の会議、安全行事及び安全パトロールを実施し、災害の防止に努めます。
3. 安全衛生責任者を選任し、その者に当社の安全衛生に関する実施権限を与え、遂行する業務を明確にして現場に常駐させます。
4. 雇用管理責任者を選任し、貴社の現場への入場前及び異動がある場合には作業員名簿を提出いたします。
5. 作業主任者、作業指揮者を選任しなければならない作業には、資格を有する者を選任し、配置いたします。
6. 満18歳未満及び満60歳以上の労働者を使用する場合は、事前に就労届を提出し、当社の責任において就労させます。
7. 貴社現場に入場する労働者については、法令で定める健康診断を受けさせ、必要があれば健康診断書(写)を提出いたします。
8. 建設機械、車両、移動式クレーン、クレーン・デリック、玉掛作業、ガス溶接・溶断、電気取扱等その他免許及び資格を要する業務については、免許取得者、有資格者に実施させます。又、貴社から要求がある場合は、資格証を提示いたします。
9. 保護帽、安全帯、救命胴衣他、現場に必要な保護具については、当社の責任において調達整備し、作業員に確実に使用させます。
10. 当社が持込む船舶、機械は、使用に先立ち貴社による検査証、本体の確認を受けた後、使用いたします。又、日常の始業前点検等は当社の責任において実施、その記録を保管し、必要があれば提示いたします。
11. 作業を行うための安全設備(仮設備含む)、安全要員については、当社の責任において設置または配置いたします。
12. 当社担当現場の安全設備、標識の保守管理は、当社の責任において実施します。又、現場内の整理整頓に努めます。
13. 火気使用については、火元使用責任者を定め、十分な防火管理を行わせます。
14. 災害・事故が発生した場合は、被災者の救護と二次災害の防止に努め、貴社の指導のもとに災害・事故の処理にあたります。
15. 貴社より請負った工事を当社が更に下請施工させる場合は、この諸事項を当社の責任において確実に履行させます。
16. 誓約書に違反して貴社に損害を与えた場合及び万一当社の責任において災害・事故が発生した場合は、一切の責任は当社において負い、貴社に対してはいささかもご迷惑をお掛けいたしません。

以上